

令和 2 年度 第 2 回
柏市国民健康保険事業運営協議会

令和 3 年 1 月 2 1 日 (木)
市民生活部 保険年金課

I 令和2年度柏市国民健康保険事業 特別会計決算見込みについて

I ① 令和2年度歳入決算見込

単位：百万円

区分	当初予算 ①	補正予算 ②	現計予算 ③(①+②)	決算見込 ④	差引額 ④-③	収入率 ④/③
1. 保険料	8,555		8,555	8,474	▲81	99.0%
2. 国・県支出金	26,110	17	26,127	24,804	▲1,323	94.9%
3. 繰入金	3,091		3,091	2,760	▲331	89.3%
一般会計繰入金（法定内）	2,454		2,454	2,424	▲30	98.8%
基金繰入金	637		637	336	▲301	52.7%
4. 繰越金	0		0	24	24	—
5. その他の収入	128		128	136	8	106.3%
歳入合計(A)	37,884	17	37,901	36,198	▲1,703	95.5%

【主な増減理由】

- ・ 国県支出金の差引額は、保険給付費の減少見込に伴う普通交付金の減額によるもの
- ・ コロナウイルス感染症による保険料減免申請の状況（令和2年12月末時点）

令和元年度分	申請件数	569件	申請金額	16,538,700円
令和2年度分	申請件数	679件	申請金額	103,072,600円

I ② 令和2年度歳出決算見込

単位：百万円

区分	当初予算 ①	補正予算 ②	現計予算 ③(①+②)	決算見込 ④	差引額 ④-③	執行率 ④/③
1. 総務費	646		646	609	▲37	94.3%
2. 保険給付費	25,788	17	25,805	24,431	▲1,374	94.7%
3. 国民健康保険事業費納付金	10,646		10,646	10,646	0	100.0%
4. 保健事業費	440		440	403	▲37	91.6%
5. その他の支出	364		364	64	▲300	17.6%
歳出合計(B)	37,884	17	37,901	36,153	▲1,748	95.4%

収支差額(A-B)	0	0	0	45		
-----------	---	---	---	----	--	--

収支差額の45百万円は基金に積立て

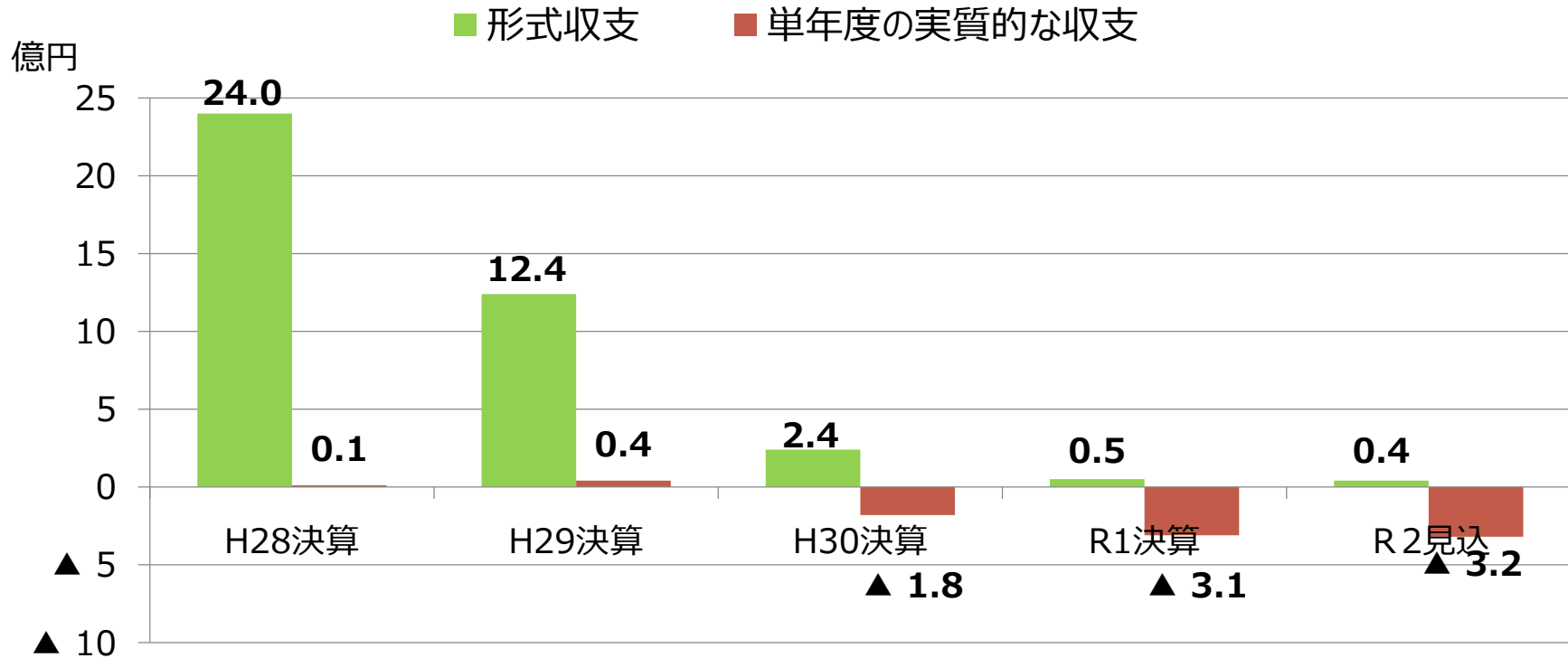
【主な増減理由】

- ・ 保険給付費の差引額は、療養給付等の減少によるもの（令和2年4月から8月までの療養給付費等の対前年度比▲8.32%）
- ・ 特定健康診査の受診状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度と比較して微減となる見込

I ③ 国保会計収支の推移

形式収支 = 歳入 - 歳出

単年度の実質的な収支 = 形式収支 - (法定外・基金繰入金, 繰越金) + 基金積立金

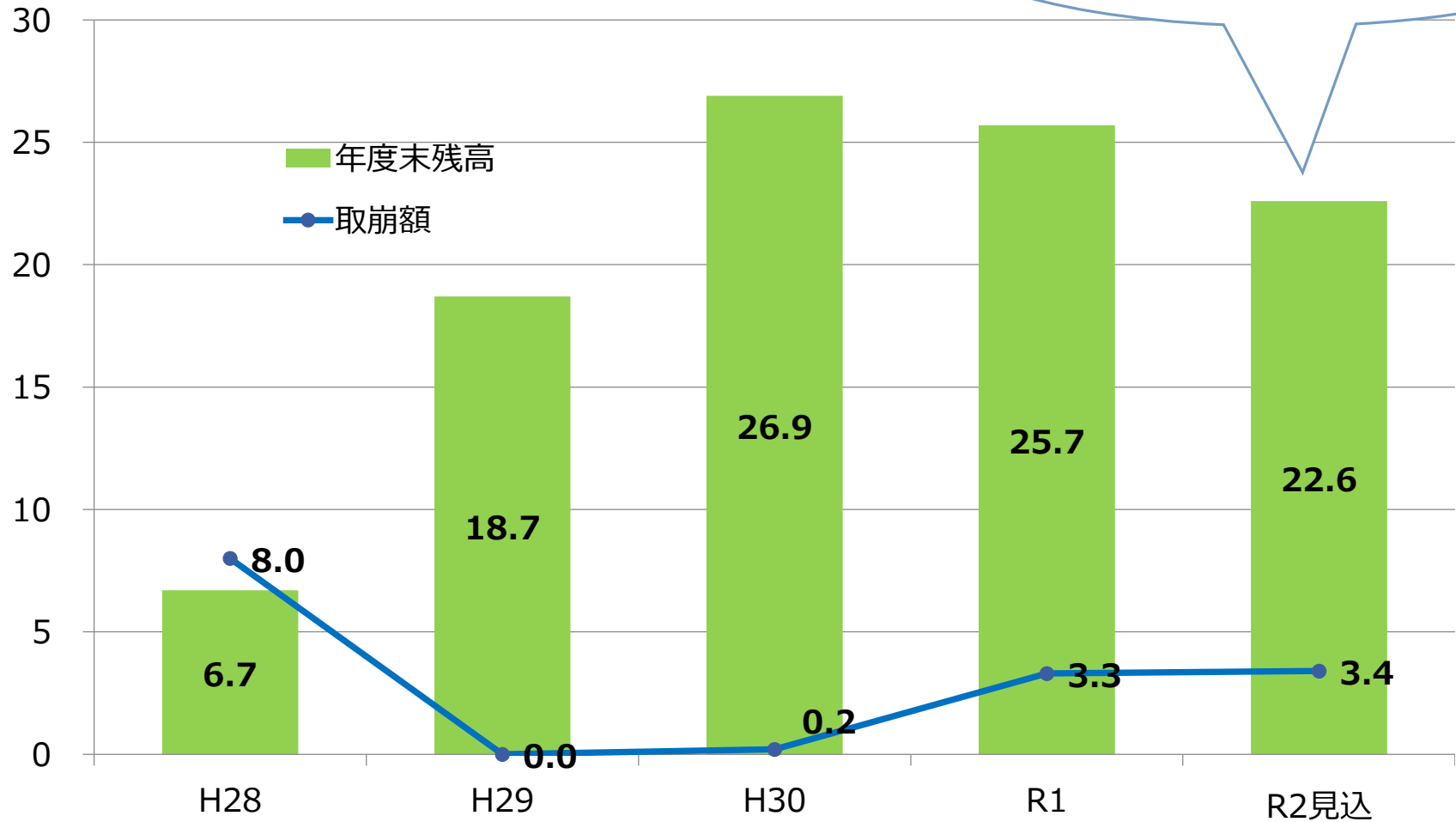


平成30年度から、千葉県が市町村とともに保険者として国保の運営主体となることで、収支均衡を図る財政運営を行っている。

平成30年度以降の単年度決算では、実質的な収支がマイナスとなっているが、財源不足分に対して国民健康保険財政調整基金を繰入れることにより、形式収支を黒字化している。

I ④ 基金残高の推移

億円



令和2年12月末現在 25.9億円
令和2年度繰入見込額 3.4億円

平成28年度から、決算剰余金の1/2を下らない額を基金に積立て

Ⅱ 令和3年度柏市国民健康保険事業 特別会計当初予算について

Ⅱ ① 令和3年度歳入予算（案）

単位：百万円

区分	令和2年度 当初予算 ①	令和3年度 予算案 ②	増減額 ②－①	増減率
1. 保険料	8,555	8,213	▲342	▲4.0%
2. 国・県支出金	26,110	25,646	▲464	▲1.8%
3. 繰入金	3,091	3,714	623	20.2%
一般会計繰入金（法定内）	2,454	2,403	▲51	▲2.1%
基金繰入金	637	1,311	674	105.8%
4. 繰越金	0	0	0	0%
5. その他の収入	128	127	▲1	▲0.8%
歳入合計(A)	37,884	37,700	▲184	▲0.5%

【主な増減理由】

保険料：被保険者数の減少及び被保険者の所得減少に伴う調定額の減額見込によるもの

国県支出金：保険給付費の減少見込に伴う普通交付金の減額見込によるもの

基金繰入金：保険料を据置きにしたことにより不足した収支差を補てんするもの

Ⅱ② 令和3年度歳出予算（案）

単位：百万円

区分	令和2年度 当初予算 ①	令和3年度 予算案 ②	増減額 ②－①	増減率
1. 総務費	646	647	1	0.2%
2. 保険給付費	25,788	25,356	▲432	▲1.7%
3. 国民健康保険事業費納付金	10,646	10,911	265	2.5%
4. 保健事業費	440	422	▲18	▲4.1%
5. その他の支出	364	364	0	0%
歳出合計(B)	37,884	37,700	▲184	▲0.5%

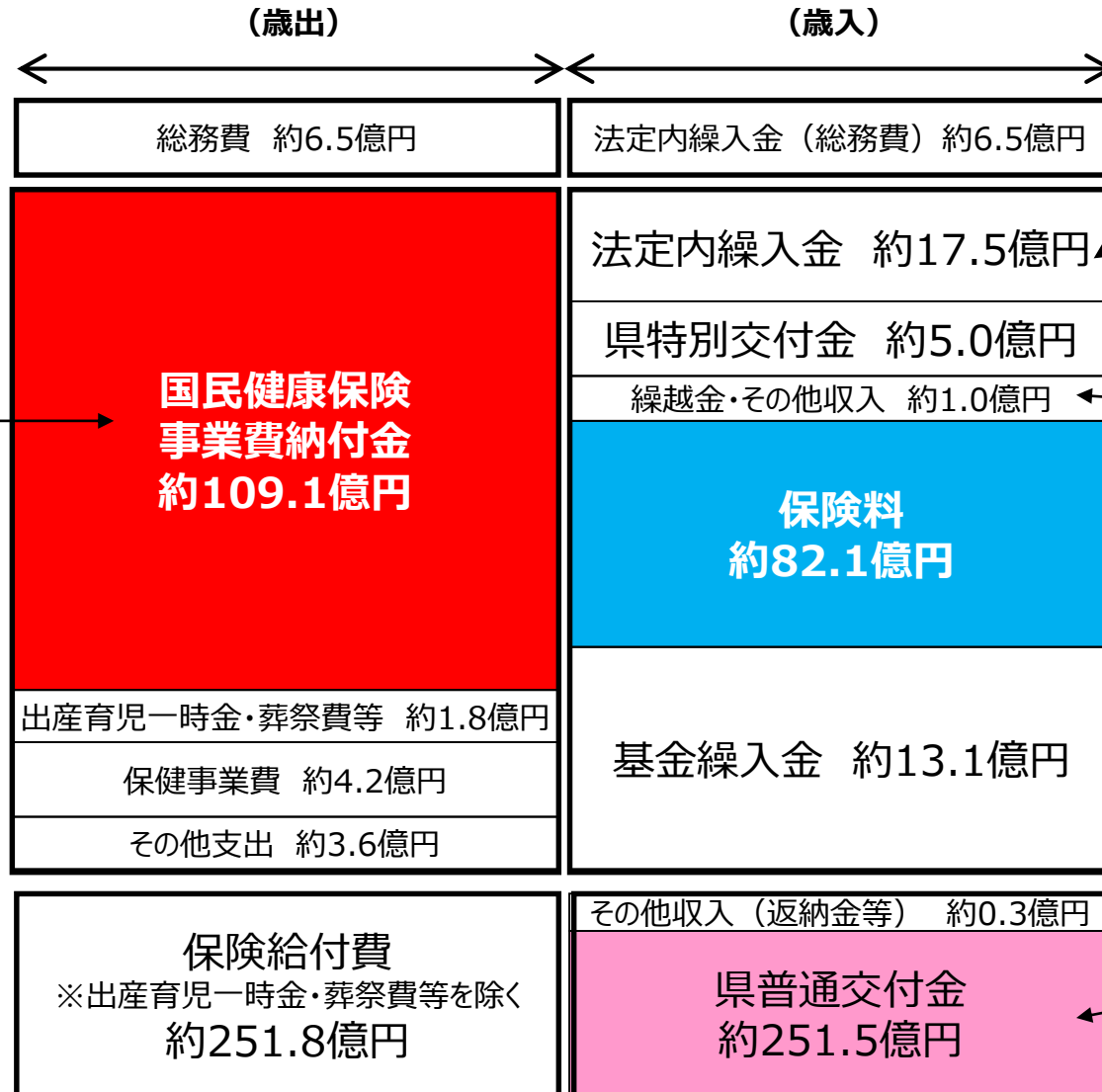
【主な増減理由】

国民健康保険事業費納付金は、県が療養給付費の見込みを立て、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を市町村ごとに決定し納付するもの。

新型コロナウイルス感染症の影響により、千葉県全体の令和2年4月及び5月の療養給付が、前年同月比11.2%～15.7%減少している。しかし、県は同感染症が終息し療養給付費等が通常の水準に戻った場合にも対応できるような推計を採用し、令和3年度納付金算定を行っている。また、被保険者の高齢化に伴い、一人当たりの療養給付費が増加傾向にあったことも考慮されたため、令和2年度に比べ増額となっている。

Ⅱ ③ 令和3年度柏市国保特会予算（案）

予算総額：約377億円



・各市町村が県へ納付
 ・各市町村の医療費・所得水準を考慮して県が決定
 ・令和5年度までは県が保険料率改定に対する激変緩和を措置したうえで配分

・保険基盤安定制度
 ・出産育児一時金
 ・財政安定化支援事業

・特別調整交付金分
 ・県繰入金（2号分）
 ・保険者努力支援制度分
 ・特定健診等負担金
 ・健康増進事業費補助金

保険給付費の支払いに必要な額を全額、県が市町村へ交付

Ⅱ ④ 令和3年度からの変更点

軽減判定所得の見直し（個人所得課税の見直しを踏まえた軽減判定所得の見直し）

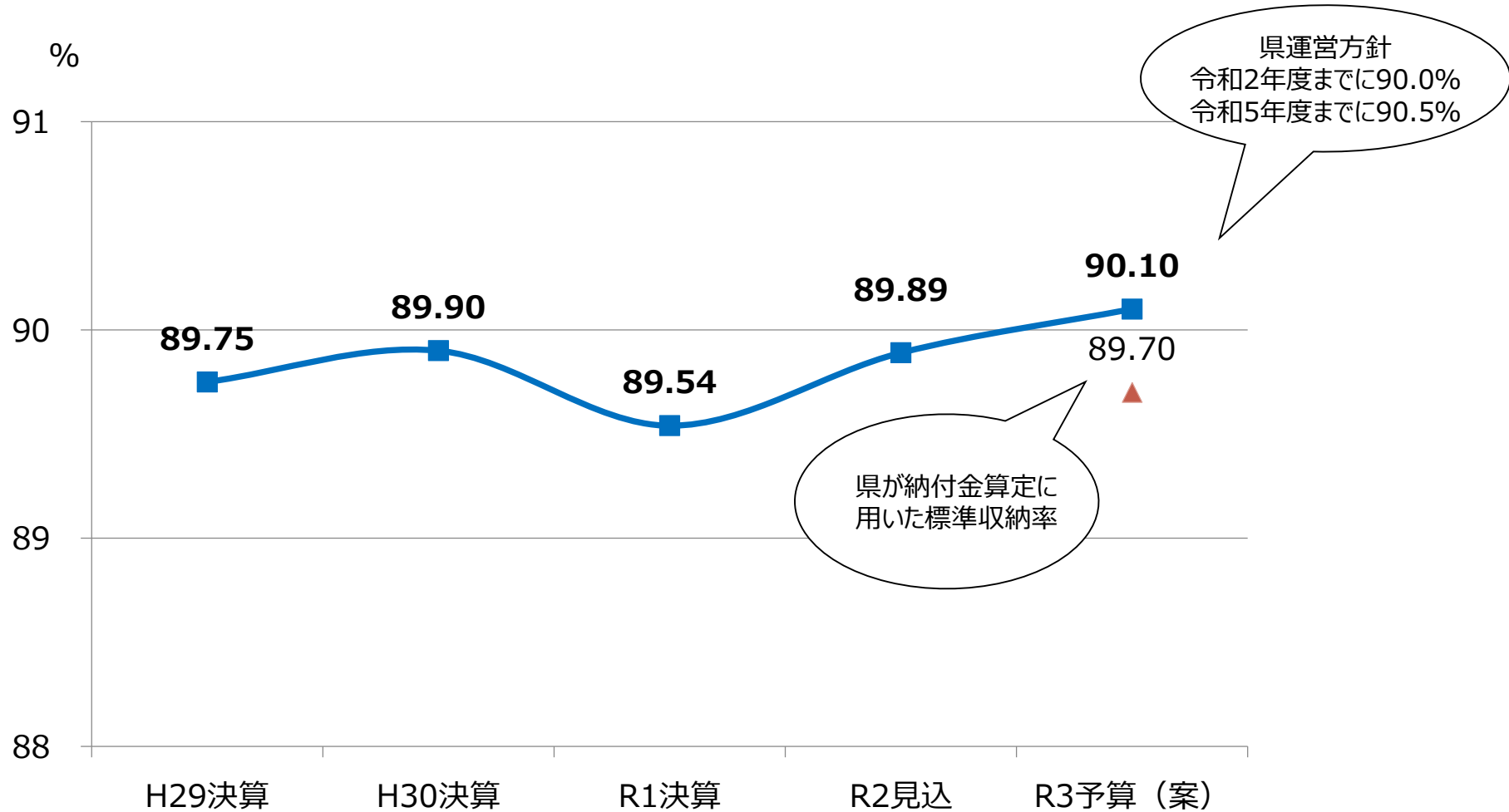
区分	改正前	改正後	軽減対象世帯数※	加入世帯に占める割合
7割軽減基準額	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数－1）	13,641 （193増）	24.2%
5割軽減基準額	基礎控除額（33万円） +28.5万円×（被保険者数）	基礎控除額（43万円） +28.5万円×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）	5,972 （149減）	10.6%
2割軽減基準額	基礎控除額（33万円） +52万円×（被保険者数）	基礎控除額（43万円） +52万円×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）	6,548 （57増）	11.6%

※ 軽減対象世帯数における（ ）内は改正による増減値

【改正の内容】

- ・ 令和3年1月1日施行の個人所得税の見直しに伴い、基礎控除額を43万円に改正
- ・ 一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、見直し後の軽減措置に該当しにくくなることからその影響を遮断するため、10万円×（給与所得者等の数－1）を加える。

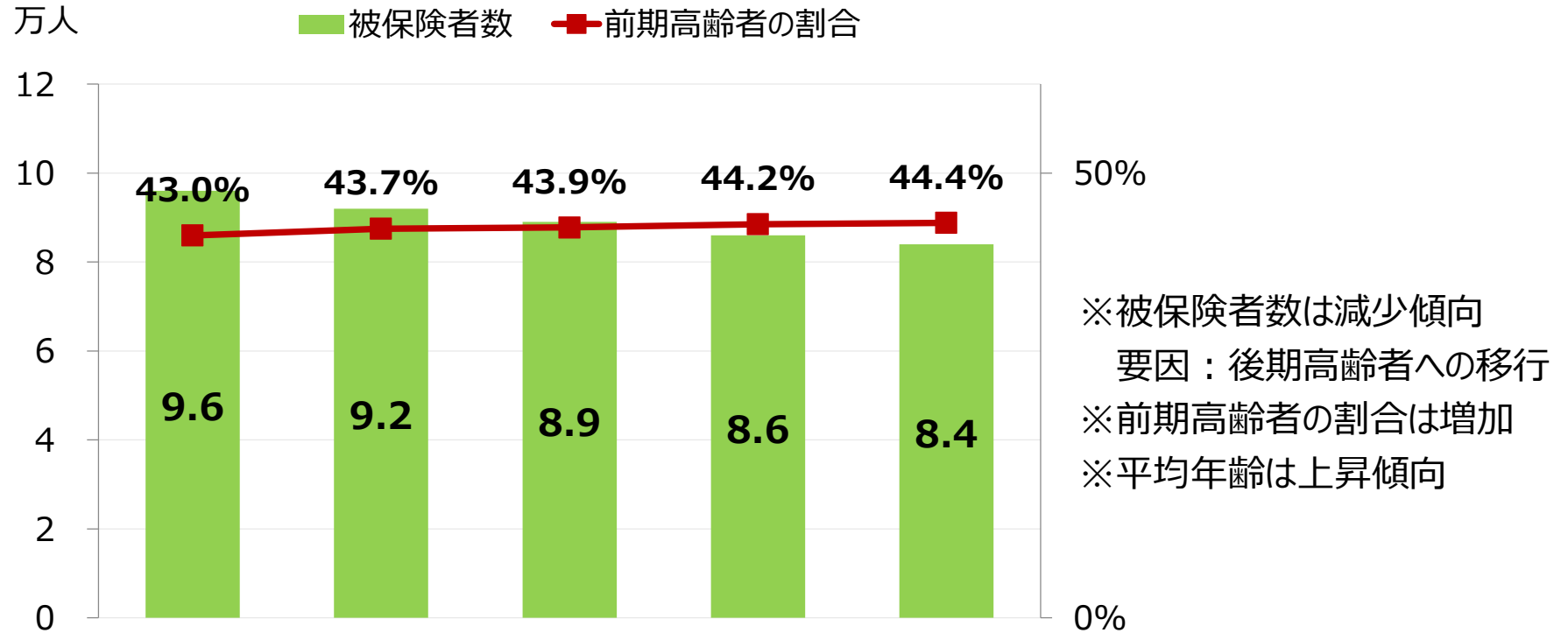
Ⅱ ⑤ 現年収納率の推移



収納額 ÷ 調定額 (決算値は還付未済除く)

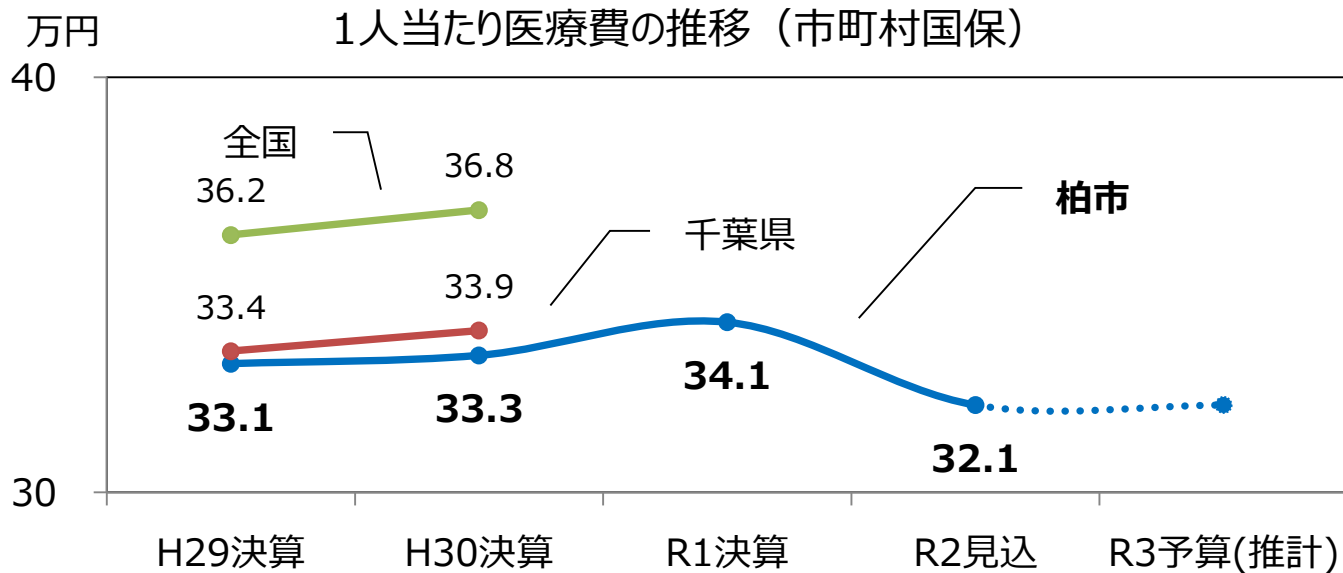
Ⅱ ⑥ 被保険者数の推移

被保険者数と前期高齢者の割合（3月-2月平均）



	H29決算	H30決算	R1決算	R2見込	R3予算(案)
被保険者数(人)	95,910	92,064	88,855	86,480	83,992
(参考)世帯数	60,024	58,690	57,739	57,104	56,480

Ⅱ ⑦ 医療費の推移



【これまでの医療費の増加要因】

被保険者の高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費は増加傾向にあった。

令和元年度決算	1人当たり医療費
前期高齢者	48.8万円
65歳未満	22.6万円
全加入者	34.1万円

【医療費の減少要因】

療養給付等の減少割合が被保険者数の減少割合を上回っていることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控え等による影響と推察される。

療養給付等の状況

（単位：百万円，％）

	令和元年度	令和2年度	対前年比
4月診療分	2,779	2,461	▲ 11.47
5月診療分	2,693	2,327	▲ 13.60
6月診療分	2,788	2,627	▲ 5.75
7月診療分	2,918	2,715	▲ 6.94
8月診療分	2,758	2,647	▲ 4.04
合計	13,936	12,777	▲ 8.32

被保険者数の状況

（単位：人，％）

	令和元年度	令和2年度	対前年比(%)
4月末	90,694	88,072	▲ 2.89
5月末	90,476	87,969	▲ 2.77
6月末	89,853	87,495	▲ 2.62
7月末	89,183	87,044	▲ 2.40
8月末	88,712	86,736	▲ 2.23
合計	448,918	437,316	▲ 2.58

Ⅱ ⑧ 標準保険料率及び令和3年度保険料率案 【市町村算定方式 ※確定係数に基づく算定結果】

		標準保険料率 ①	令和3年度保険料率 据置き ②	標準保険料率との差 ①－②
医療分	所得割	7.04%	6.23%	0.81℥ ｲﾄ
	均等割	28,031円	24,720円	3,311円
	平等割	13,385円	12,240円	1,145円
支援分	所得割	2.64%	2.35%	0.29℥ ｲﾄ
	均等割	13,263円	11,880円	1,383円
介護分	所得割	2.10%	1.97%	0.13℥ ｲﾄ
	均等割	16,625円	14,760円	1,865円

標準保険料率に近づけるためには、保険料率の改定は必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会状況や経済状況を考慮し、令和3年度の保険料率改定は見送る。

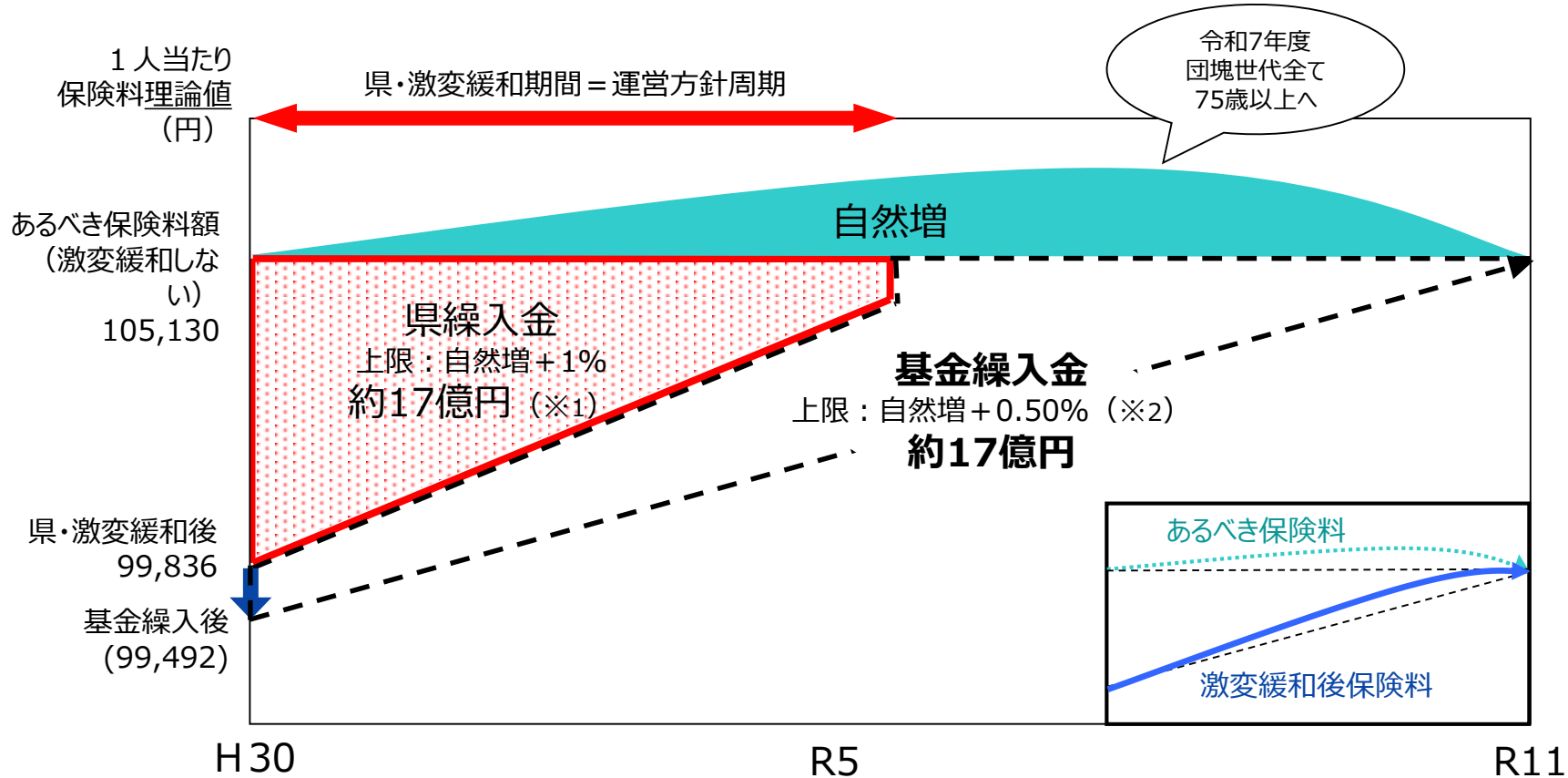
※標準保険料率とは、納付金を支払うのに必要な保険料率を県が市町村に示すもの

令和3年度保険料収納見込額 (現年)	約76.0億円
令和3年度基金繰入額 (保険料負担の増加抑制分)	約10.1億円

Ⅱ ⑨ 保険料率・1人当たり保険料調定額の推移

		H20	H21	H22	H23 ～ H27	H28	H29	H30 ～ R1	R2 見込み	R3 予算案
医療分	所得割 (%)	4.00	→	5.90	→	6.19	6.06	6.04	6.23	→
	均等割 (円)	24,000	→	→	→	24,360	24,240	24,120	24,720	→
	平等割 (円)	13,000	→	→	→	12,720	12,240	→	→	→
支援分	所得割 (%)	1.80	2.30	→	→	2.34	2.29	→	2.35	→
	均等割 (円)	12,000	→	→	→	11,880	11,760	→	11,880	→
介護分	所得割 (%)	1.70	→	→	→	1.93	1.90	→	1.97	→
	均等割 (円)	13,000	→	→	→	14,400	→	→	14,760	→
1人当たり保険料 調定額 (円)		90,982	93,164	101,721	100,575 ～ 97,481	101,347	98,830	98,260 ～ 98,154	100,865	100,427

Ⅱ ⑩ 基金の活用と必要額（イメージ） 【当初（平成30年度）計画】



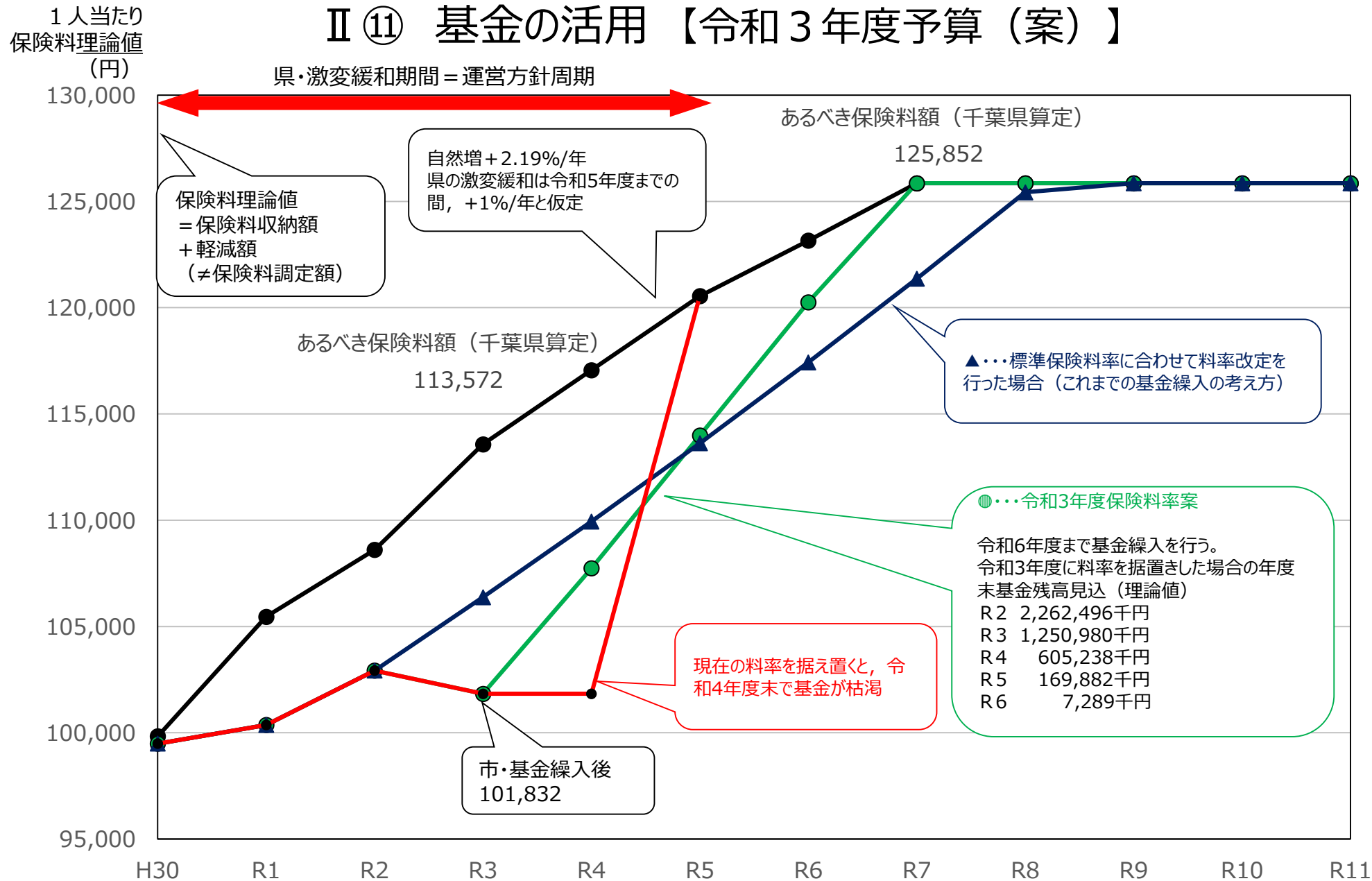
平成30年度当初基金残高必要額

激変緩和：約17億円 + 常時積立て分：約5億円 = 約22億円
(納付金額の5%)

(※1) 激変緩和をしない場合においても配分される財源除く

(※2) 基金による激変緩和の想定期間（運営方針2期目終了）より算定した伸び率の目安

Ⅱ ⑪ 基金の活用【令和3年度予算（案）】



Ⅱ ⑫ モデル世帯保険料（年額）の試算比較

【単身世帯】

給与収入額	所得額	応益割軽減割合	30歳単身 (介護分なし)	40歳単身 (介護分あり)
150万円	95万円	2割	83,600円	107,600円
200万円	132万円		125,100円	159,300円
250万円	167万円		155,200円	196,300円
300万円	202万円		185,200円	233,200円
350万円	237万円		215,200円	270,100円

(参考)

軽減割合	世帯の軽減基準額
7割	43万円以下
5割	71.5万円以下
2割	95万円以下

年金収入額	所得額	応益割軽減割合	70歳単身 (介護分なし)
150万円	40万円	7割	14,500円
200万円	90万円	2割	79,300円
250万円	140万円		131,900円
300万円	190万円		174,900円
350万円	235万円		213,500円

【2人世帯】 ※所得は1人にあるものとして計算

給与収入額	所得額	応益割軽減割合	30歳夫婦 (介護分なし)	40歳夫婦 (介護分あり)
150万円	95万円	5割	87,300円	114,200円
200万円	132万円	2割	144,600円	187,700円
250万円	167万円		191,800円	247,700円
300万円	202万円		221,800円	284,600円
350万円	237万円		251,800円	321,500円

(参考)

軽減割合	世帯の軽減基準額
7割	43万円以下
5割	100万円以下
2割	147万円以下

年金収入額	所得額	応益割軽減割合	70歳夫婦 (介護分なし)
150万円	40万円	7割	25,600円
200万円	90万円	5割	83,000円
250万円	140万円	2割	151,500円
300万円	190万円		211,500円
350万円	235万円		250,000円

【3人世帯】 ※所得は1人にあるものとして計算

給与収入額	所得額	応益割軽減割合	30歳夫婦 子ども1人 (介護分なし)	40歳夫婦 子ども1人 (介護分あり)
150万円	95万円	5割	105,500円	132,400円
200万円	132万円	2割	173,900円	217,000円
250万円	167万円	2割	203,900円	253,900円
300万円	202万円		258,400円	321,200円
350万円	237万円		288,400円	358,100円
400万円	276万円		321,800円	399,100円
450万円	316万円		356,100円	441,300円

(参考)

軽減割合	世帯の軽減基準額
7割	43万円以下
5割	128.5万円以下
2割	199万円以下